

《町民憲章唱和》

◇事務局長事務取扱 川北征章

開会に先立ち町民憲章を唱和致します。
一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会となります。よって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。従いまして、只今、出席議員中、田中秀夫議員が年長議員ですので、ご紹介致します。田中秀夫議員、議長席にお着き下さい。

◇臨時議長 田中秀夫

只今、紹介されました田中秀夫です。
地方自治法第107条の規定によって、
臨時に議長の職務を行ないますので、どうぞ宜しくお願ひします。

《開会宣言》

◇臨時議長 田中秀夫

只今から、令和5年第3回川北町議会
臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前11時04分)

《仮議席の指定》

◇臨時議長 田中秀夫

日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、只今着席の議席と致します。

《議長選挙》

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を

行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

只今の出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、
立会人に山先謙二郎君、林 幸雄君、中
村勝巳君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(なし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

只今から投票を行ないます。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

投票漏れは、ありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行ないます。

山先謙二郎君、林 幸雄君、中村勝巳
君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10 票
無効投票 0 票
有効投票のうち
西田時雄君 10 票
以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。
従って、西田時雄君が議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。
(議場を開く)

◇臨時議長 田中秀夫
只今、議長に当選された西田時雄君が
議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定によって
当選の告知をします。
西田 時雄君。

◇議長 西田時雄
はい。
このたび、議員の皆様方のご推挙によ
りまして、川北町議会議長の要職に就き
ましたことは、誠に身に余る光栄であり
まして、また、責任の重さを痛感してい
るところであります。

しかし、皆様のご推薦を受けたうえに
は、川北町の発展、そして、川北住民の
安心・安全・幸せのために今後努力をす
る覚悟でございます。

議員の皆様方におかれましては、今後
ともに一層のご鞭撻を頂きますようお願
い申し上げまして、簡単ではございます
けど、議長就任の挨拶と致します。

本日は誠にありがとうございました。

◇臨時議長 田中秀夫
西田議長、議長席にお着き願います。
これをもって、臨時議長の職務は全部
終了致しました。
ご協力、ありがとうございました。

《議席の指定》
◇議長 西田時雄
追加日程第1、議席の指定を行います。
議席は、会議規則第4条第1項の規定
によって、只今着席のとおり指定します。

《会議録署名議員の指名》
◇議長 西田時雄
追加日程第2、会議録署名議員の指名
を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条
の規定によって、
1番 山先謙二郎君、2番 林 幸雄君、
3番 中村勝巳君を指名します。
尚、地方自治法第121条の規定により、
説明のため会議に出席を求めた者は、町
長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《会期の決定》
◇議長 西田時雄
追加日程第3、会期の決定を議題に致
します。
お諮りします。
本臨時会の会期は1日間にしたいと思
います。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
異議なしと認めます。

従って、会期は1日間に決定しました。尚、これに基づく追加議事日程は、お手元へ配布しておきましたから、ご了承願います。

《副議長の選挙》

◇ 議長 西田時雄

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選で行うことになりました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決しました。

副議長に井波秀俊君を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました井波秀俊君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、只今、指名しました井波秀俊君が副議長に当選されました。

只今、副議長に当選されました井波秀俊君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

7番 井波秀俊君。

◇ 7番 井波秀俊

はい、議長。

このたび、西田議長の指名及び皆様方のご推挙を賜りまして、町議会副議長に選ばれましたことは、誠に身に余る光栄であります。その責任の重さを痛感している次第でございます。

これからは、西田議長と共に議会の活性化、安定した運営を目指して、誠心誠意努力して参りたいと思います。皆様方のご指導ご鞭撻の方を承りたいと思いますので、宜しくお願ひ致します。

以上で就任のご挨拶とかえさせていただきます。宜しくお願ひ致します。

◇議長 西田時雄

それでは、ここで暫時休憩します。

(午前11時20分)

◇議長 西田時雄

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

《常任委員会委員の選任》

追加日程第5、選任第1号、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、

総務産業常任委員会委員に林 幸雄君、
宮崎 稔君、窪田 博君、山村秀俊君、
西田時雄。教育民生常任委員会委員に山
先謙二郎君、中村勝巳君、山田勝裕君、
井波秀俊君、田中秀夫君を、それぞれ指
名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、常任委員会委員は、只今、指
名しました諸君を選任することに決定し
ました。

《議会運営委員会委員の選任》

◇議長 西田時雄

選任第2号、議会運営委員会委員の
選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、
委員会条例第7条第2項の規定によって、
山田勝裕君、窪田 博君、井波秀俊君、
田中秀夫君、西田時雄を指名したいと思
います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会委員は、只今
指名しました諸君を選任することに決定
しました。

《予算決算特別委員会設置に関する決議》

◇議長 西田時雄

追加日程第6、議員提出議案第2号、
予算決算特別委員会設置に関する決議に
ついてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めま
す。

10番 田中秀夫君。

◇10番 田中秀夫

はい。議長。議員提出議案第2号、予
算決算特別委員会設置に関する決議につ
いて、提案理由の説明を申し上げます。

従来より、予算・決算審査につきまし
ては、住民に寄り添う意見や提言を心が
け、今日に至っております。

また、予算・決算に関する議案の分割
付託審査については、不可分の原則との
見解もあることから、新たな審査方法を
議論し、そのあり方について、調査・研
究を重ねてきたところです。

今後、更に重大な関心を持ち、前年度
の政策評価から翌年度の予算編成や行財
政指針に繋げることを旨とした、予算決
算特別委員会を設置し、一体的に調査、
審査をする必要性があると判断し、提案
した次第であります。

どうか、全会一致のご賛同を賜ります
ようお願い申し上げ、提案理由の説明を
終わります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これをもって、提案理由の説明を終わ
ります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

田中秀夫君ほか 2 人から提出されました予算決算特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、予算決算特別委員会設置に関する決議は可決されました。

《予算決算特別委員会委員の選任》

◇議長 西田時雄

選任第 3 号、予算決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

予算決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって指名したいと思います。

予算決算特別委員会委員に山先謙二郎君、林 幸雄君、中村勝巳君、山田勝裕君、宮崎 稔君、窪田 博君、井波秀俊君、山村秀俊君、田中秀夫君、西田時雄を指名します。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、予算決算特別委員会の委員は、只今指名しました諸君を選任することに決定しました。

《広報編集特別委員会設置》

◇議長 西田時雄

追加日程第 7、議員提出議案第 3 号、広報編集特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

6 番 窪田 博君。

◇6 番 窪田 博

はい。議長。議員提出議案 第 3 号、広報編集特別委員会設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

この度、川北町議会だよりにつきましては、議会の活動や流れを町民に分かりやすく伝えることを旨として、昭和 56 年に広報編集委員会を発足し、同年の 11 月 1 日に第 1 号が発行され、以降、令和 5 年 2 月 1 日には、第 166 号が発行されるまでに至っております。

この間、その調査・研究を重ねてきたところですが、今後、更に重大な関心を持ち、広報・広聴活動を旨とした広報編集特別委員会を設置し、創意工夫をもって、住民の意向に寄り添う分かりやすい紙面やお知らせが出来るよう継続して調査・研究をする必要性があると判断し、提案した次第でございます。

どうか、全会一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わりります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これをもって、提案理由の説明を終ります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(午前 11 時 35 分)

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

窪田 博君ほか 2 人から提出されました広報編集特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、広報編集特別委員会設置に関する決議については、可決されました。

《広報編集特別委員会委員の選任》

◇議長 西田時雄

選任第 4 号、広報編集特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。

広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって指名したいと思います。

広報編集特別委員会委員に山先謙二郎君、林幸雄君、中村勝巳君、宮崎稔君、井波秀俊君を指名します。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

従って、広報編集特別委員会の委員は、只今指名しました諸君を選任することに決定しました。

各常任委員、議会運営委員及び北陸新幹線対策特別委員、広報編集特別委員の方々は次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

それでは、ここで、暫時休憩します。

◇議長 西田時雄

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 31 分)

《各常任委員会、議会運営委員会、予算決算特別委員会、広報編集特別委員会委員の正副委員長互選》

◇議長 西田時雄

休憩中に行なわれました各常任委員会、議会運営委員会及び予算決算特別委員会、広報編集特別委員会において、それぞれ正副委員長が決定しましたので、報告します。

総務産業常任委員会委員長に窪田博君、同じく副委員長に林幸雄君。

教育民生常任委員会委員長に山田勝裕君、同じく副委員長に山先謙二郎君、議会運営委員会委員長に田中秀夫君、同じく副委員長に窪田博君。

予算決算特別委員会委員長に山村秀俊君、同じく副委員長に田中秀夫君。

広報編集特別委員会委員長に宮崎稔君、同じく副委員長に中村勝巳君がそれぞれ選任されたので、報告します。

《白山石川医療企業団議会議員選挙》

◇議長 西田時雄

追加日程第 8、選挙第 3 号、白山石川医療企業団議会議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定致しました。

白山石川医療企業団議会議員に田中秀夫君を指名します。

お諮り致します。

只今、議長が指名しました田中秀夫君を白山石川医療企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、只今指名しました田中秀夫君が白山石川企業団議会議員に当選されました。只今、白山石川医療企業団議会議員に当選されました田中秀夫君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《能美介護認定事務組合議会議員選挙》

◇議長 西田時雄

追加日程第9 選挙第4号、能美介護認定事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選

にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

能美介護認定事務組合議会議員に山田勝裕君、西田時雄を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました山田勝裕君、西田時雄を能美介護認定事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、只今指名致しました山田勝裕君、西田時雄が能美介護認定事務組合議会議員に当選されました。

只今、能美介護認定事務組合議会議員に当選されました山田勝裕君、西田時雄が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《手取郷広域事務組合議会議員選挙》

◇議長 西田時雄

追加日程第10、選挙第5号、手取郷広

域事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことにして決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

手取郷広域事務組合議会議員に西田時雄を指名します。

お諮りします。

只今、指名をしました私を手取郷広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、只今指名しました西田時雄が手取郷広域事務組合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《白山野々市広域事務組合議会議員選挙》

◇議長 西田時雄

追加日程第11、選挙6号、白山野々市

広域事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことにして決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

白山野々市広域事務組合議会議員に井波秀俊君を指名します。

お諮りします。

只今、指名をしました井波秀俊君を白山野々市広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、只今指名をしました井波秀俊君が白山野々市広域事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙》

◇議長 西田時雄

追加日程第 12、選挙第 7 号、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に西田時雄を指名します。

お諮りします。

只今、指名をしました私を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、只今指名しました西田時雄が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

《監査委員選任の同意》

◇議長 西田時雄

追加日程第 13、議案第 27 号、川北町監査委員選任につき同意を求めるについてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、田中秀夫君の退場を求めます。

(10 番 田中秀夫議員退場)

◇議長 西田時雄

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇ 町長 前 哲雄

はい、議長。

提案理由に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、先般、実施されました統一地方選挙での議会議員選挙におきまして、めでたく当選をされました。心からお祝いを申し上げます。

そして、只今は、新しい議会の組織が滞りなく出来ましたことをお喜び申し上げます。

私も今回の選挙で、町民の皆様をはじめとする多くの方々から、温かいご支援を賜り、引き続き 4 期目の町政の舵取りを担わせて頂くこととなりました。

今後とも、各種施策を確実に進め、町の発展と町民の幸せのため「粉骨碎身」、全力で、その職責を果たして参りたいと考えております。

何卒、議員の皆様方のご支援とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

それでは、議案第 27 号、監査委員選任につき同意を求めるについてであります。

議会議員から選任していました監査委員の苗代 実さんは、4 月 29 日で任期が満了

致しました。

その後任につきまして、慎重に検討を致しましたところ、田中秀夫さんを議会選出の監査委員に選任したいと思います。

田中さんは、皆様ご承知のとおり、前議長で、そして、令和元年5月から約2年間、監査委員を務めており、豊かな識見を備え、適任であると思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものであります。

議員各位のご同意を賜りますよう宜しくお願い申し上げまして、提案理由の説明と致します。

◇議長 西田時雄

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略》

◇議長 西田時雄

本案件は、人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

《採 決》

◇議長 西田時雄

これから、議案第27号、川北町監査委員選任につき同意を求めるについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成する方は、起立願います。

(起立8名)

起立全員です。

したがって、議案第27号、川北町監査委員選任につき同意を求めるについては同意することに決定しました。

田中秀夫君の入場を求めます。

(10番 田中秀夫議員入場)

《議事日程追加》

◇議長 西田時雄

次に、議事日程追加の件をお諮りします。会議規則第22条の規定により、本定例会に議案第28号及び議案第29号までを追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、本定例会に議案第28号及び議案第29号までを追加することに決定しました。

尚、これに基づく追加議事日程はお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

《追加提出議案 議題及び説明》

◇議長 西田時雄

追加日程第1、議案第28号及び議案第29号を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

今程は、追加提案に同意を頂きまして、誠に有難うござります。

それでは、ご説明申し上げます。

まず、議案第 28 号、工事請負契約の締結でございます。

サンハイム三反田整備事業の解体工事の指名競争入札を去る 4 月 26 日に執行しましたところ、誠和建設株式会社が落札し、消費税を含め 3 億 6,190 万円で仮契約を締結致しました。工期につきましては、令和 5 年 12 月 20 日までであります。

次の議案第 29 号、財産の購入契約は、11 トン級の除雪機械を購入するもので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による不落随意契約により、コマツ石川株式会社 鶴来支店と、消費税を含め 1,930 万 5 千円で、4 月 28 日に仮契約を締結致しております。

この 2 件の議案につきまして、本契約を締結致したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

何卒、慎重ご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明と致します。

◇議長 西田時雄

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託略・採決》

◇議長 西田時雄

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

従って、本案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第 28 号及び議案第 29 号を採決します。

まず、議案第 28 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

よって、議案第 28 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、財産の購入契約についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

従って、議案第 29 号、財産の購入契約については、原案のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 西田時雄

以上をもって、本日の議事日程は全部
終了しましたので、令和 5 年第 3 回川北
町議会臨時会を閉会します。

これにて散会します。

(午後 1 時 49 分)